

組合員のみなさまへ大切なお知らせ

【 国・県の肥料価格高騰対策説明会のご案内 】

肥料価格の高騰に対して国・県からコスト上昇分の一部支援が実施されます。

説明会の対象者および会場

秋肥（令和4年6月～令和4年10月に注文した肥料）の申請

はい

部会に所属している
（例：園芸部会、麦、出荷組合）

はい

部会でまとめて申請します。各地区営農経済センターより案内があります。

いいえ

春肥（令和4年11月～令和5年5月（県は3月まで）に注文した肥料）については別途ご案内します

いいえ

（説明会日程）

◎若松支店 2階会議室

北九州市若松区払川466

令和4年11月25日（金） 16時～

令和4年11月29日（火） 17時～

◎本店 2階会議室

北九州市八幡西区金剛2-3-3

令和4年12月 1日（木） 14時～

16時～

※各回同じ内容です。ご都合に合わせてご参加ください

※新型コロナウイルス感染症予防のためマスクを着用してご来場ください

それぞれの肥料販売業者に対して、販売した肥料についての対応をするよう指導がなされています。

つきましては、**JA北九以外で購入された肥料につきましては、購入された販売店へお問い合わせ下さい。**

支援の内容

国:肥料価格高騰対策事業で補助率70%
県:ワンヘルス推進事業で補助率15%

肥料価格上昇分の**85%**を支援

支援金計算式:

(当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用料低減率) × 0.85

【計算例】100,000円の購入実績(秋肥)についての計算
(100,000円 - 100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.85 = 約17,500円

申請に必要なもの

※秋肥の申請受付は12月を予定しています。

①対象となる肥料がわかるもの

JA北九の購買店舗の取引明細(購買情報をもとにJAで帳票を作成します)現金で購入されている方はレシートが必要です

②農産物の販売実績がわかるもの

販売農家であることを確認できる書類(出荷伝票、確定申告書の写し等)

③化学肥料低減に向けて国、県が指定する

【取り組みメニュー】から3つ以上を令和6年3月末までに取り組むこと

【取組メニューの例】

- ・ 土壌診断による施肥設計
- ・ 有機質肥料の利用
- ・ 堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・ 石灰などの土壌酸度矯正資材の投入 など



◎事業情報について(農林水産省の事業ホームページ)
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html



詳しくは最寄りのJA北九 営農センターでご確認ください。

(JA北九) 本店 営農課 TEL:093-619-2368
西部営農経済センター TEL:093-741-2266
八幡営農経済センター TEL:093-618-0130
八幡農林事務所 TEL:093-601-8852

